



2026 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名	大 成 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 相 川 善 郎
コ ー ド 番 号	1 8 0 1
上 場 取 引 所	東 証 プ ラ イ ム ・ 名 証 プ レ ミ ア
問 合 せ 先	執 行 役 員 総 務 部 長 海 野 晋
電 話 番 号	03-3348-1111（大 代 表）

独占禁止法違反容疑事件に係る最高裁判所決定に関するお知らせ

当社及び当社元顧問がリニア中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事（品川駅及び名古屋駅）に関する独占禁止法違反の容疑により起訴された事件について、2026 年 9 月 14 日に最高裁判所より、当社の上告を棄却する決定がなされました。

当社及び当社元顧問は、起訴事実は独占禁止法違反に該当しないとして、2023 年 3 月 10 日に最高裁に上告を申し立てておりましたが、これにより当社に対する有罪判決（罰金刑 2 億 5 千万円）、当社元顧問に対する執行猶予付き有罪判決が確定することとなります。

当社の主張が認められず誠に遺憾ではございますが、今般の最高裁判所決定を厳粛に受け止めるとともに、今後とも法令遵守を徹底し、更なるコンプライアンス体制の構築に努めてまいります。株主の皆様をはじめ、ご関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上